

地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会報告書（概要）

1 趣旨

- ・地方消費者行政推進交付金等を活用した地方公共団体に対する支援が平成 29 年度末で一つの区切りを迎えることを踏まえ、平成 30 年度以降の地方消費者行政の充実・強化に向けた支援の在り方等について検討を行う。

2 検討会委員

- ・山本 隆司・東京大学大学院法学政治学研究科教授（座長）
- ・国府 泰道・弁護士（座長代理）
- ・飯泉 嘉門・徳島県知事
- ・小西 砂千夫・関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授
- ・菅 美千世・（公社）全国消費生活相談員協会参与

3 主な検討項目

- ・地方消費者行政の現状及び評価
- ・地方消費者行政の充実・強化に向けた課題
- ・今後の地方公共団体に対する支援の在り方

4 進め方

- ・H29. 2. 27 に第 1 回検討会を開催。計 5 回の検討会を開催し、H29. 6. 30 に報告書を取りまとめ。

5 概要

I 地方消費者行政の枠組みとこれまでの取組

（法令上の位置づけ）

- 消費者安全法に基づき苦情相談・あっせん、住民への情報提供等が、また、消費者教育推進法に基づき消費者教育推進計画の策定などが地方公共団体の事務として規定。さらに、特商法、景表法等の個別の法執行の権限が付与。

（財政的支援）

- 消費者行政に係る地方交付税措置を実施（H28 年度：271 億円〔都道府県・市町村合計〕）。
- 「地方消費者行政活性化交付金」による基金造成（H21～）、並びに、「地方消費者行政推進交付金」として単年度交付金化による支援の継続（H27～：なお、新規事業開始：H29 年度まで。以降、首長表明等により最長 9 年間（H37 年度まで）活用可能〔小規模自治体は最長で 11 年間（H39 年度まで）〕）。
- H25 年度からは、先駆的プログラムとして、消費者問題に関する先駆的なテーマを対象に地方の現場での実証実験等を支援。
（なお、国交付金は、H20～28 年度で計 493 億円を措置し、切れ目ない支援を実施。）

II 現状と課題

（予算）

- 地方消費者行政推進交付金等の活用により、全国ベースでは消費生活センターの設置や消費生活相談員の配置など相談体制の整備は相当進展しているが、交付金等の呼び水効果として期待された地方の消費者行政に係る財源の確保は伸び悩み。
- 地方財政措置（H28：271 億円）に対し、交付金を除く地方の財源は 120 億円にとどまり、地方消費者行政の財源をいかに充実させていくかが課題。また、自治体間でも取組にばらつきが存在。
- 交付金等については、相談員配置・増員等の人件費への充実に占める割合が増加。また、単年度事業である先駆的プログラムは継続的展開が困難。

(人員)

- 消費生活相談員については、全国ベースでは配置・増員が進展（H21：2,800名→H28：3,393名）するが、報酬や資格保有率に地域間格差が存在。また、人件費への交付金依存度が高い現状に鑑み、相談員の継続確保に向けて、地方自治体の内部での財源確保が課題。
- 若者をはじめとした消費生活相談員の担い手の確保が困難。法執行を担当する専門職員も不足。

(組織)

- 市区町村における相談窓口については設置率 100%となっているが、小規模自治体における消費生活センター(※)の設置は未だ低調（人口 5 万人未満の市区町村：設置率 39.4%）。
※ センター要件：①専門的知識を有する者が従事，②相談日を週 4 日以上開設，③電子情報設備等(PIO-NET)の整備
- 消費者安全確保地域協議会の更なる設置促進が必要。

Ⅲ 基本的な考え方

(今後の地方消費者行政の基本的な方向性)

- 高齢化・情報化・国際化に進展により、消費者相談が複雑化するとともに、類似の消費者トラブルが拡大しやすくなっている中、消費生活センターが身近な消費生活相談窓口として、他部門と連携して、さらには広域的に連携して問題を解決する必要性が増している。今後も新たな課題には国が方向性を示したうえで、地方自治体の取組を支援していくことが必要。

(地方公共団体による取組の充実・強化)

- 地方消費者行政推進交付金の活用期間（新規事業開始：H29 年度まで、以降、首長表明等により最長 9 年間(H37 年度) [小規模自治体は最長で 11 年間(H39 年度)]）における体制整備とその後の財源確保による体制維持・充実に図り、地域の課題解決力の向上に取り組むことが重要。

(国による支援の考え方)

- 国が対応すべきと考える新たな消費者問題や重点分野については、意欲ある地方自治体による地域の課題解決に向けた取組の支援を通じて、全国への拡大・継続的な取組に発展する仕組みの構築が必要。

Ⅳ 対応の方向性

(消費者行政に係る体制整備の充実・強化に向けた財源の確保)

- 地方消費者行政体制の整備については、引き続き地方消費者行政推進交付金の活用を図るとともに、交付金活用期間終了後においては、体制維持に向けて地方の財源確保が重要。

(消費生活相談員の処遇改善、担い手の確保)

- 消費生活相談員の任用要件等の法定化を踏まえ、相談員の専門性に配慮した処遇改善・任用を通じ、より魅力ある職となるよう働きかけていくことが重要。

(庁内連携、広域連携の活用)

- 消費者安全地域協議会等を通じた庁内の他部局や警察との連携、消費生活相談体制の整備等における広域連携による対応

(新たな地方消費者行政の展開に向けた国の支援)

- 社会情勢の変化（高齢化・情報化・国際化、成年年齢引き下げ等）によって生ずる消費者問題に対応するため、国が取り組むべき新たな政の策課題を提示し、地方公共団体の取組を支援。
- SDGs（持続可能な開発目標）に対応した取組（倫理的消費、消費者志向経営、食品ロス削減の推進等）などの新たな消費者行政の展開に向けて積極的に取り組む意欲ある地方公共団体を支援。

<参 考>

本県における消費者行政活性化基金・消費者行政推進交付金の活用成果について
 (消費生活相談体制の整備状況)

		H20. 4. 1	H29. 4. 1	備考
相談窓口を設置した 市町村数		28	44	・H22年7月以降, 全市町村で 相談窓口を設置済み
相談受付 件数	計	26, 874 件	21, 397 件	
	うち 県センター	12, 375 件	4, 700 件	
	うち市町村 センター等	14, 499 件	16, 697 件	
相談受付 割合	うち 県センター	46. 0%	22. 0%	
	うち市町村 センター等	54. 0%	78. 0%	
市町村における 消費生活相談員数		50 人	96 人	

※「相談受付件数」及び「相談受付割合」については、H28年度実績を記載。